

議案第 36 号

教育委員会において補助執行する事務の協議について

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部改正について、丸亀市長から別紙 1 のとおり教育委員会に協議の依頼があったので、別紙 2 のとおり回答いたしたい。

令和 5 年 3 月 27 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦



4市秘第201号
令和5年3月20日

丸亀市教育委員会 御中

丸亀市長 松永恭二

教育委員会において補助執行する事務の協議について

市長に属する権限のうち、令和5年4月1日から教育委員会において補助執行を行う事務を定めるにあたり、地方自治法第180条の2の規定に基づく協議を依頼します。

記

協議事項

- ・教育財産の取得及び処分に関することについて
- ・教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行することについて

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市規則第 号

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則

丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則(令和2年規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(補助執行) 第2条 略 2・3 略 4 市長は、その権限に属する事務のうち丸亀市事務委任規程(平成17年訓令第39号)により委任をしているものを除き、次に掲げる事務を、 <u>教育部長及び教育部総務課、学校教育課、幼保運営課又は文化財保存活用課の職員をして補助執行させる。</u> <u>(1) 教育財産を取得し、及び処分すること。</u> <u>(2) 教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。</u> 5 前各項の規定により補助執行させる事務の決裁については、丸亀市職務権限規程(平成17年訓令第1号)の例による。	(補助執行) 第2条 略 2・3 略 4 前3項の規定により補助執行させる事務の決裁については、丸亀市職務権限規程(平成17年訓令第1号)の例による。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 2

4 教総第 号
令和 5 年 3 月 日

丸亀市長 様

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

教育委員会において補助執行する事務の協議について（回答）

令和 5 年 3 月 20 日付けで依頼のあった標記議案については、異議ありません。

○丸亀市教育委員会に対する補助執行に関する規則

(令和2年3月30日規則第26号)

改正 令和2年5月18日規則第54号 令和3年3月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会事務局の職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を、教育部長及び教育部総務課の職員をして補助執行させる。

- (1) 市立保育所施設及び市立こども園施設の取得、処分及び管理の手続に関すること。
 - (2) 市立保育所施設及び市立こども園施設の設置及び廃止に関すること。
 - (3) 市立保育所施設及び市立こども園施設に係る財産台帳の整備及び保管に関すること。
 - (4) 保育所施設及びこども園施設の補助申請に関すること。
 - (5) 市立保育所施設及び市立こども園施設に関する調査、研究及び統計に関すること。
 - (6) 市立保育所施設及び市立こども園施設の保全に関すること。
 - (7) 私立認可保育園及び私立認定こども園の施設整備に係る指導及び助成に関すること。
- 2 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を、教育部長及び教育部幼保運営課の職員をして補助執行させる。
- (1) 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給及び教育・保育給付認定並びに子育てのための施設等利用給付認定及び施設等利用費の支給に関すること。
 - (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整等及び利用者負担額の決定に関すること。
 - (3) 保育所及びこども園における保育の実施及び解除に関すること。
 - (4) 保育所及びこども園の保育料に関すること。
 - (5) 私立認可保育園及び私立認定こども園の運営に係る指導及び助成に関すること。
 - (6) 延長保育事業、地域子育て支援拠点事業(旧センター型)、一時預かり事業及び実費徴収に係る補足給付事業に関すること。
 - (7) 就学前教育・保育の総合的な企画及び調整に関すること。
 - (8) 市立保育所及び市立こども園の管理・運営に関すること。
 - (9) 保育士及び保育教諭の指導並びに保育所及びこども園に関する情報提供に関すること。
 - (10) 保育士、保育教諭及び児童の保健指導に関すること。
 - (11) 児童の栄養指導及び調理指導に関すること。
 - (12) 市立保育所施設及び市立こども園施設の総合的な計画に関すること。
 - (13) 市立保育所施設及び市立こども園施設の取得、処分及び管理の総合的な方針の決定に関すること。
 - (14) その他公立施設の運営に関すること。

- 3 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を、教育部長及び教育部文化財保存活用課の職員をして補助執行させる。
 - (1) 亀山公園の整備に関する事。
 - (2) 亀山公園における不法占拠の監視及び調査に関する事。
 - (3) 亀山公園の維持管理に関する事。
 - (4) 亀山公園の使用・占用の許可及び使用料の徴収に関する事。
- 4 前3項の規定により補助執行させる事務の決裁については、丸亀市職務権限規程(平成17年訓令第1号)の例による。
(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月18日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

補助執行の協議内容

・教育財産の取得及び処分に関することについて

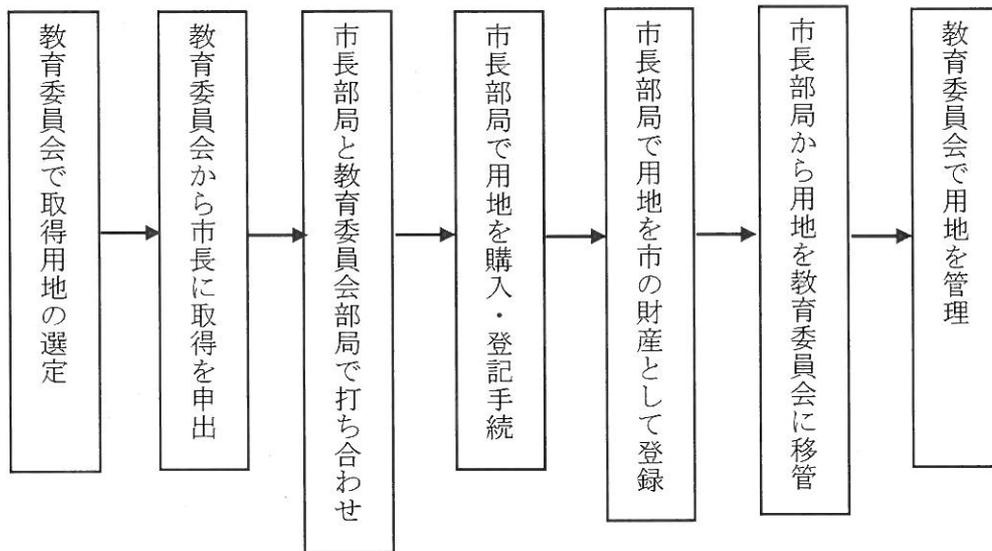
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 4 号の規定により、教育財産（教育用途に使用する財産）の取得及び処分は市長の権限とされており、教育委員会（教育委員会職員）は、教育財産の取得や処分を行うことができない。

そこで現行は、教育委員会で用地選定後、市長部局（庶務課）に用地購入を依頼し、庶務課で契約行為や財産登録を行ったうえで、教育委員会に用地を移管するため、両部署にまたがった事務処理により事務手続きや作業時間が多くなる。

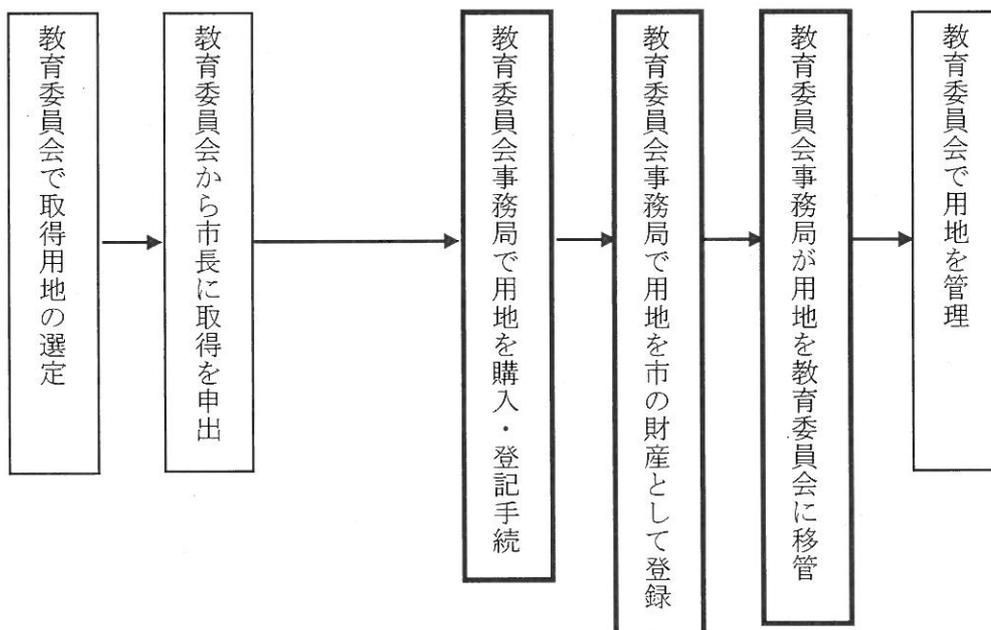
そこで、補助執行により事務を教育委員会事務局で一元処理できるようにすることで、手続きと時間の軽減・短縮を図ることとしたい。

（例）学校用地の取得

現行の大まかな事務の流れ



補助執行後の大まかな事務の流れ（太枠部分が補助執行。教育委員会部局で事務が完結。）



・教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行することについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 22 条第 6 号の規定により、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行することは市長の権限とされており、教育委員会（教育委員会職員）は、同予算の執行を行うことができない。

現在、丸亀市事務委任規程第 3 条の規定により、部長以下が決定者である事項については、市長から教育長に権限が委任されているため、この部分については、教育委員会で予算執行ができるが、部長より上位の職が決定者である事項については教育委員会に執行権がないことから、教育委員会では事務処理ができないことになる。

そこで、当該部分について、教育委員会で予算執行ができるよう補助執行業務を追加する。

予算執行事務の流れ

部長までの事務処理は、委任事項として定められ、教育委員会事務局で処理できるが、副市長以上の事務処理は教育委員会では執行できないため、補助執行業務として規定することで、教育委員会で処理できるようにする。

